



golfer insurance

ポイント 団体割引 30%

スケールメリットを活かした割安な保険料でご加入いただけます。個人でご加入されるより割安です。

補償内容 4つの補償がゴルフ場や練習場でのさまざまなリスクをカバーします。

<p>1 第三者に対する損害賠償責任 (基本契約) 国内外を問わずゴルフ競技、練習、指導中に他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に、治療費、修理費などをお支払いします。</p> <p>ゴルフ場責任者発行の事故証明書が必要</p>	<p>2 ゴルファーご自身の傷害(ケガ)の補償 (ゴルファー傷害補償特約) 国内外のゴルフ場(練習場含む)敷地内にて、ゴルフプレー中、練習中のケガを補償します。</p> <p>ゴルフ場責任者発行の事故証明書が必要</p>
<p>3 ゴルフ用品の損害 (ゴルフ用品補償特約) 国内外のゴルフ場(練習場含む)敷地内にて、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損・曲損事故を補償します。</p> <p>※破損・曲損については、ゴルフクラブのみ対象となります。その他のゴルフ用品については対象外となりますのでご注意ください。</p> <p>ゴルフ場責任者発行の事故証明書が必要</p>	<p>4 ホールインワン費用およびアルバトロス費用 (ホールインワン・アルバトロス費用補償特約) 国内において、ホールインワン・アルバトロスを達成したとき慣習として行う記念品購入費用等を補償します。</p> <p>※注意: 引受保険会社所定の証明書が必要(注2)</p>

*保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額・保険金をお支払いできない主な場合は「ゴルフ保険」お支払いする保険金および費用保険金のご説明をご覧ください。

ご契約タイプ・支払限度額(保険金額)・保険料表(保険料払込方法:12回払) 団体割引30%

支払限度額	タイプ	G1	G2	G3	G4	G5
補償内容						
月払保険料		130円	250円	480円	570円	640円
賠償責任支払限度額(自己負担額0円)		2,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円
ホールインワン・アルバトロス費用		10万円	20万円	40万円	50万円	50万円
ゴルフ用品の損害		5万円	10万円	20万円	20万円	30万円
ご自身の傷害(ケガ)		100万円	200万円	250万円	300万円	500万円

ホールインワン・アルバトロス費用についてのご注意

注意: キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、一定条件を満たさない限り保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(注意1) 保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホールを正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃したものに限りです。

①同伴競技者
②同伴キャディまたは同伴競技者以外の第三者(注)
(注) 帯同者(被保険者、同伴競技者等がゴルフ競技に帯同する者で、ゴルフ競技を行わない者をいいます)およびゴルフコンペ参加者を除きます。

※上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払対象になります。

- 公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃がある場合
- ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合

(注意2) ワー、事故が発生した場合のご注意
保険金の支払請求時に必要となる書類等の書類のほか、次の書類のご提出をお願いします。次に掲げる方全員が署名または記名・押印した引受保険会社所定の証明書

①同伴競技者 ②ゴルフ場の責任者
③同伴キャディまたは同伴競技者以外の第三者

※1 公式競技の場合には、①または③のいずれか、および②の提出とします。
※2③については、次のいずれかの資料を提出できる場合は、提出不要です。

ア. 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことを確認できるビデオ映像等の客観的な立証資料
イ. 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技参加中のホールインワンまたはアルバトロスの場合は、そのホールインワンまたはアルバトロスを目撃した公式競技の参加者または競技委員が署名または記名・押印した引受保険会社所定の証明書

※この保険には、ご契約者または被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。
※上記保険料は団体割引30%(被保険者1,000名以上)を適用しております。募集後の被保険者総数が1,000名未満になった場合は、保険料を変更させていただきます。

お申込みできる方(申込人)

●株式会社神戸製鋼所およびグループ企業にお勤めの役員ならびに従業員ご本人

ご加入できる方◆被保険者(補償の対象となる方)

●株式会社神戸製鋼所およびグループ企業にお勤めの役員ならびに従業員ご本人とその配偶者

保険期間(ご契約期間)

●平成24年8月1日午後4時から1年間(ご加入内容に変更がなければ、毎年8月1日に自動的に1年間更新されます。)

golfer insuranceに関する Q & A

<p>Q 海外のゴルフ場で転倒してケガをしました。保険金は支払われますか?</p>	<p>Q セルフプレー中にホールインワンを達成しました。保険金は支払われますか? また、海外でホールインワンを達成した場合は保険金は支払われますか?</p>	<p>Q 自宅の庭でゴルフスイングの練習中に誤って、クラブを壁にぶつけ破損してしまいました。保険金は支払われますか?</p>
<p>A はい、保険金支払の対象となります。ゴルフ保険では、日本国内・国外を問わず、ゴルフ場やゴルフ練習場でのゴルフプレー中に生じたケガが保険金支払の対象となります。</p>	<p>A 保険金お支払の対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホールを正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃したものに限りです。</p> <p>①同伴競技者 ②同伴キャディまたは同伴競技者以外の第三者(注) (注) 帯同者(被保険者、同伴競技者等がゴルフ競技に帯同する者で、ゴルフ競技を行わないものをいいます)およびゴルフコンペ参加者を除きます。</p> <p>※上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃がある場合 ●ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合 (ご注意) キャディ帯同のないセルフプレー中の場合は、一定条件を満たさない限り保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。なお、海外でホールインワンを達成した場合は保険金は支払われません。 	<p>A いいえ、保険金支払の対象なりません。ゴルフ保険の用具損害は、ゴルフ場構内およびゴルフ練習場構内で生じた偶然な事故による用具損害のみを対象としておりますので、その他の場所で発生した用具損害は保険金支払の対象なりません。</p>
<p>Q ゴルフプレー後、ゴルフ場の風呂場で転びケガをしました。保険金は支払われますか?</p>	<p>A はい、保険金支払の対象となります。ゴルフ保険では、ゴルフ場構内において、通常行われる更衣、入浴、食事等の行為中に生じた偶然なケガも保険金支払の対象となります。</p>	<p>Q ホールインワンを達成した場合には、どんな費用が保険金支払の対象となりますか?</p>
<p>A はい、保険金支払の対象となります。ゴルフ保険では、ゴルフ場構内において、通常行われる更衣、入浴、食事等の行為中に生じた偶然なケガも保険金支払の対象となります。</p>	<p>Q ゴルフ場のカートで、誤って同伴競技者をひいてしまいました。保険金は支払われますか?</p>	<p>A ホールインワンを達成した場合に、保険金支払の対象となる費用は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●贈呈用記念品購入費用。ただし、貨紙幣、有価証券、商品券等の物品切手等を除く。 ●祝賀会費用 ●ゴルフ場に対する記念植樹費用 ●ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用 ●その他慣習として負担することが適当と認められる費用(ただし、保険金額の10%限度)
<p>Q ゴルフ場のカートで、誤って同伴競技者をひいてしまいました。保険金は支払われますか?</p>	<p>A はい、保険金は支払われます。ゴルフ保険では、ゴルフ場構内で生じた偶然な事故により、他人の身体に傷害を与えたり、他人の財物に損壊を与えた場合に被る法律上の賠償責任を補償します。ただし、ゴルフカート自体を壊してしまった場合は保険金お支払の対象外となります。</p>	<p>Q ゴルフボールを盗まれました。保険金は支払われますか?</p>
<p>A はい、保険金は支払われます。ゴルフ保険では、ゴルフ場構内で生じた偶然な事故により、他人の身体に傷害を与えたり、他人の財物に損壊を与えた場合に被る法律上の賠償責任を補償します。ただし、ゴルフカート自体を壊してしまった場合は保険金お支払の対象外となります。</p>	<p>Q ゴルフプレー中に途中のホールに9番アイアンを忘れてしまい、その後見つかりませんでした。保険金は支払われますか?</p>	<p>A ゴルフボールのみを単独で盗まれた場合には、保険金支払の対象となります。ゴルフボールの盗難については、他の用具と同時に生じた場合のみ保険金支払の対象となります。</p>
<p>A はい、保険金は支払われます。ゴルフ保険では、ゴルフ場構内で生じた偶然な事故により、他人の身体に傷害を与えたり、他人の財物に損壊を与えた場合に被る法律上の賠償責任を補償します。ただし、ゴルフカート自体を壊してしまった場合は保険金お支払の対象外となります。</p>	<p>A いいえ、保険金は支払われません。ゴルフ用具の置き忘れ、紛失は保険金支払の対象外となります。</p>	<p>A ゴルフボールのみを単独で盗まれた場合には、保険金支払の対象となります。ゴルフボールの盗難については、他の用具と同時に生じた場合のみ保険金支払の対象となります。</p>

加入依頼書記載例

休職あんしん保険(団体長期障害所得補償保険)にご加入の方のみ、「健康状態告知欄」にご回答・ご記入ください。

この加入依頼書に記入した日をご記入ください。

携帯電話等日中ご連絡がとれる連絡先をご記入ください。(スタンプ印可)

所属名欄には会社名・事業所名をご記入ください。

該当する項目に○印をご記入ください。

生年月日は必ずご記入ください。

他に保険契約がある場合は○印を付し、裏面の「他の保険契約欄」にご記入ください。

補償をうけられる方(被保険者)のカナ氏名・漢字氏名・ご加入タイプをご記入ください。

記載の内容に変更がない場合は、本書類の提出は不要です。(自動継続となります)